フリーネットワーク通信

2020年 4月号



4月になり新年度がスタートしましたが、今年は新型コロナウイルスの影響が広がる中、異例の年度初めとなりました。日を追うごとに感染が拡大している状況ですが、この危機を乗り切るには一人ひとりが意識を高めて感染予防に努めることが大切です。

「密閉空間」「密集場所」「密接場面」これら3つの密を避けた行動、更には手洗い・うがいを徹底し、この困難を乗り越えましょう。

事務局からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

※本内容は令和2年4月12日現在のものです。ご利用に当たっては必ず最新情報を ご確認願います。

①雇用調整助成金の特例措置の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09941.html

問い合わせ先: 最寄りの都道府県労働局

【香川県緊急雇用維持助成金】

国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主を対象にして助成金が支給されます。 詳細は、香川県ホームページ「労働政策課 雇用支援(新型コロナウイルス感染症関係)」 をご覧ください。

②小学校等の臨時休業等対応助成金

令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間に、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主が助成金の対象となります。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html

問い合わせ先: 相談コールセンター 0120-60-3999

③セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫 していることを踏まえ、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

問い合わせ先: 各地方経済産業局

ゴールデンウィーク休業のお知らせ

休 業 日:2020年4月29日(水) 、5月2日(土) ~ 5月6日(水) ※5月7日(木)より通常営業いたします。

誠に勝手ながら、この間、事務所は休業とさせていただきます。 ETCカードの紛失・盗難等の場合はお電話(転送電話)にてご用件をお伺いします。 当組合にご連絡をいただくと同時に必ず警察に届け出てください。 また、車輌の追加、入替等のご連絡は、5月7日以降にお願い致します。 技能実習生に関する急なご連絡が必要な際もお電話(転送電話)にてご対応致します。

組合事務局:087-813-1910 フリーダイヤル:0120-117-931

事業部からのお知らせ

<u>厚生年金の脱退一時金にかかる</u> <u>所得税還付申告の代行について</u>

国民年金保険料を納めた期間が6か月以上ある実習生、または、厚生年金の加入期間が6か月以上ある実習生が母国へ帰国する場合、受給資格要件(10年間の年金加入)を満たさず年金を受け取ることができません。そのため、国民年金保険料を納めた期間または厚生年金加入期間に応じて、国民年金または厚生年金の脱退一時金の支給をそれぞれ受けることができます。実習生が日本国内に住所を有している間は脱退一時金を請求することができないので、帰国した実習生が母国から日本年金機構へ「脱退一時金請求書」を郵送することになります。

この脱退一時金の支給を受けることは、退職所得とみなされます。国民年金の脱退一時金は所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金の脱退一時金は、その支給の際に20.42%の税金が源泉徴収され、所定の手続きを経ることで源泉徴収された税金の還付を受けられる場合があります。

還付金を受け取るためには、実習生の帰国前に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を日本国内における最終の住所地又は居住地を管轄する税務署に提出することが必要です。納税管理人につきましては、安心してお任せできる司法書士を当組合よりご紹介することが可能になりました。

所得税還付申告の代行についてご要望がございましたら、担当者までご相談ください。

※詳細については、下記HPをご参照ください。

【日本年金機構】

https://www.nenkin.go.jp/international/english/lumpsum/lumpsum.files/F.pdf

【国税庁】

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/001115/pdf/04/04 007.pdf

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う JITCO保険の取扱いにかかる特別措置について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実習生が帰国できず、在留資格を変更して日本国内に滞在する場合、感染症の影響が解消され帰国するまでの間、30%補償部分の保険期間が自動延長されます。手続き(追加保険料)は不要です。

事故が発生した場合の保険金請求の際は、**在留期間が明記された有効な在留証明書等** の写しの添付が必要です。

※詳細については下記HPをご参照ください。

【株式会社国際研修サービス】http://www.k-kenshu.co.jp/pdf/korona2020.pdf

研修センターだより

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で出入国が制限されていますが、 3月に入国した実習生は4月上旬、実習実施先へ無事に配属されました。

研修センターでの講習期間中は、感染防止のため実習生に注意喚起するとともに、教室の換気・消毒、手洗い・うがい、マスクの着用などを徹底してまいりました。実習生には各配属先の寮でも引き続き実践してもらいたいと思います。







研修センターの前にて・・・



卒業式を行いました。 ホワイトボードには、思い 思いの言葉を日本語で 書いています。



消防署による救急 救命講習を受講し ました。